

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	神石高原町

神石高原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 神石高原町産業課 振興係
所在地 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地
電話番号 0847-89-3337
FAX番号 0847-85-3394
メールアドレス jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ニホンザル, アナグマ, ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	広島県神石郡 神石高原町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	675.4万円 7.24ha
ニホンザル	野菜・果樹等	把握していないが実態あり
アナグマ	野菜・果樹等	把握していないが実態あり
ニホンジカ	野菜・果樹等	把握していないが実態あり

(2) 被害の傾向

本町では過疎高齢化が進んでおり、耕作放棄地や荒廃山林が増加し、それに伴ってイノシシ、ニホンザル、サギ類及びニホンジカによる被害が増大している。イノシシやニホンザルは、山林や農作地以外にも人家の庭先まで出没する等、人の生活圏域まで侵入し、農業者の生産意欲を減退させる大きな要因ともなっている。

特にイノシシとニホンジカの捕獲頭数は増加しており、イノシシによる被害は町域全体へ広まり大変深刻で、農作物以外にも田畑の畦畔を掘り返し崩壊させ、生活基盤を脅かす等、精神的被害も大きい。ニホンジカは農作物への大きな被害には至っていないが、山林部だけではなく耕作地への出没や侵入も増加傾向にある。

① イノシシ

町内全域に渡って被害が増加しており、畦畔や法面の掘り返しによる被害は深刻なものとなっている。捕獲頭数は年々増加しており、不在村地主や耕作放棄地の増加により、生息域が拡大しているため、生産基盤への影響が大きい。耕作地を被害から防ぐために電柵等の防護柵設置も進んでいるが、設備の老朽化や耕作者の高齢化等で、設備の維持管理するのも負担が大きくなっている。

② ニホンザル

本町北部で特に多く、群れで侵入し収穫前の野菜を全滅に追い込む等、耕作放棄地を増加させる要因となっている。平成26年度～平成27年度に実施した「ニホンザル対策モデル事業」により、町内には7群、約145～220頭前後が生息していると推測されている。（図1参照。平成29～30年度には、相渡群についてGPS測定を実施した。）各群は一定の行動圏を定期的に移動しながら、野菜・果樹類を中心とした農作物被害を出し、農家の庭先の果樹類にも被害が及んでいる。近年は近隣市との情報交換から、一部の群れは県外からの行動圏域に含まれていると推察される。

③ アナグマ

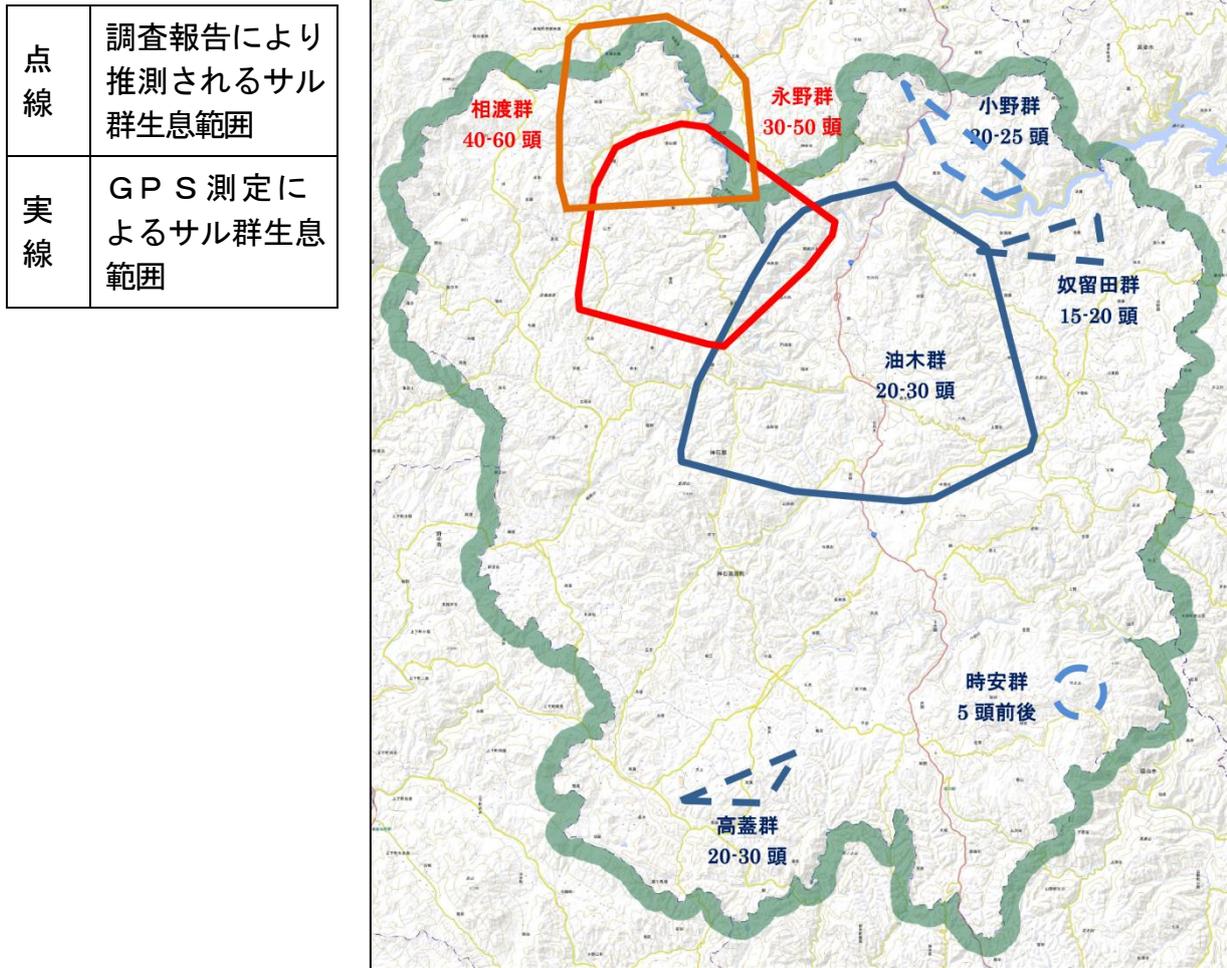
アナグマによる被害は町内広範囲で見られ、柵の地際を掘る等して農地内へ侵入し、主として野菜類に被害を出している。そのため、捕獲頭数も多い。

④ ニホンジカ

近年、ニホンジカの出没は増加傾向にあり、町内山中での繁殖が進んでいるものとみられ、捕獲頭数も増加している。目撃場所も農地・人家付近に広がっており、水稻の食害等の報告がある。各機関連携による捕獲対策の強化を行い、農地周辺への出没を防ぐ必要がある。

⑤ その他サギ類、タヌキ等の中型動物、特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアの目撃や被害報告もある。また、町内及び隣接市との境付近でのツキノワグマの目撃が増えてきているため、被害を未然に防ぐよう警戒している。

(図1) 神石高原町 ニホンザル分布予想図



「平成26年度～27年度ニホンザル対策モデル事業加害群調査(環境省)」より相渡群は平成29年度～30年度実施のGPS測定による。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	675.4万円 7.24ha	540.3万円 5.79ha
ニホンザル	—	被害なし
アナグマ	—	被害なし
ニホンジカ	—	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊（4班体制）による捕獲体制をとっており、住民からの通報に応じて出動している。町より活動経費補助及び捕獲奨励金を交付している。また、隣接する府中市、庄原市と連携し広域的な捕獲も可能としている。</p> <p>活動の支援を行うため、わな等の捕獲機材導入に補助金を交付するとともに、後継者の育成のため狩猟免許新規取得費の助成、銃器新規取得費の助成を実施している。</p> <p>令和2年度より各機関とシカ対策協定を締結し、わな導入や情報提供等、ニホンジカ対策強化に取り組んでいる。</p>	<p>鳥獣被害の拡大を防ぐため、捕獲機材使用の普及促進を図りながら、隣接する市町と連携した一斉捕獲の実施についても検討していく必要がある。</p> <p>捕獲した有害鳥獣の埋設による処分が、場所、労力とも大きな負担となっている。</p> <p>また新規狩猟免許取得費助成を実施しているが、わな免許保有者は増加しているが、1種免許取得者が少なく止め刺しの負担が一部の隊員へ掛かっている。</p> <p>ニホンザルの出没被害が多い集落は、困いわな設置による効率的な捕獲実施が必要である。</p>
防護柵等の設置に関する取組	<p>町内に耕作地を有する農業者を対象に、電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ及びネットなどの資材費の一部を助成している。</p> <p>ニホンジカ対策の強化のためシカ用電気柵も助成対象とした。ニホンザルについては、サル用電気ネット設置を推進している。</p>	<p>個人での防護柵設置は進んでいるが、地域の鳥獣被害防止対策としては限界があるため、集落ぐるみでの大規模柵設置を推進する必要がある。同時に、地域住民自身での追い払いにより鳥獣を遠ざけるための活動も並行して実施する必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	—	<p>地域住民自身が集落全体の課題として捉え、耕作放棄地の刈り払い実施による維持管理、放任果樹の除去等の集落ぐるみで取組を進めるように、誘導しなければならない。</p>

(5) 今後の取組方針

これまでに取組を進めてきた、防護柵設置による農作物の防護、農地に出没する加害個体の捕獲を継続し、個人による対策だけではなく、集落全体の課題として、耕作放棄地の刈り払いや餌となるゴミや放任果樹の除去、住処となってしまっている放置状態の樹木の伐採によるバッファゾーンの整備等を行う取組を、国庫事業の積極的活用及び林務関連事業等とも連携し、総合的対策として、以下のように進める。

① (有害捕獲) 捕獲について

鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動への支援や、箱わなやくくりわなを利用した農業者自身による捕獲が行えるよう、狩猟免許の新規取得支援を継続する。また、捕獲した鳥獣の処分対策として、国庫事業を活用し捕獲奨励金の増額支払により、民間のジビエ（ペットフードや食肉）加工施設への搬入を推奨することで、処分にかかる労力の軽減、捕獲した個体の有効活用を行う。

ニホンジカ対策推進協定に基づくシカ用わなの貸与や情報交換による捕獲対策の強化、囲いわな設置によるニホンザルの効率的な捕獲体制を進める。ICT導入を進めるため、箱わな用受信機発信機等の機材活用を検討する。

②（被害防除）防護について

個人による電気柵等設置への助成継続と、集落ぐるみで電気柵等の設置を推進する。また、捕獲が大変困難なニホンザル対策として、出没情報を蓄積することで生態を把握し、集落への囲いわな設置により被害軽減を実施する。

③（生息環境管理）

集落全体の餌場価値を下げ、鳥獣が近づかない集落環境づくりを行うため、鳥獣被害実施隊を通じて、集落単位での取組の必要性を指導、助言をする。住民自身により耕作放棄地や放任果樹対策、住処となる荒廃林地の伐採活動を行い、集落環境の改善をすることで地域課題解決を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長が任命した鳥獣被害対策実施隊を編成し、狩猟免許保持者により捕獲活動を行っている。活動経費助成や国庫補助利用によるわなの貸与、捕獲奨励金の支払いなど、捕獲活動の支援と負担軽減を図っている。

4班体制 実施隊員 151名（民間隊員）（令和4年度現在）

隊員内訳 狩猟免許所持者 わな 139名 第1種・第2種 46名（令和4年度現在）

年間を通してイノシシによる被害が多く、より効率的な追い払いと捕獲活動を実施する必要性があり、また、ツキノワグマ出没時の追い払い活動に従事するため、ライフル銃を保持した活動をおこなう。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全般	実施隊員の高齢化が進んでおり、安全で効率的な捕獲をするため、ICT技術導入を推進する。 後継者の育成を図るため、新規狩猟免許取得費助成を継続する。特に、猟銃免許所持者の確保が課題となっているので、止め刺しの負担軽減の検討も必要である。
	イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	国庫補助事業を活用して、捕獲機材の導入を行い、安全な捕獲活動を進めるとともに、処分負担の軽減と捕獲した有害鳥獣の活用を図るため、民間のジビエ（ペットフードや食肉）加工施設への搬入を推奨する。 ニホンザルについては、被害の大きい集落を中心に大型囲いわなを設置し、捕獲の効率化と被害の軽減を図る。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、年間を通じて適正な捕獲を実施する。</p> <p>1. イノシシは町内全域での被害が大きいため、加害個体の捕獲及び個体数減少を目的とし令和3年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>2. ニホンザルについては町内加害群が7群であると予想される。追い払いを中心に農作物被害を防ぐとともに、加害群を減らすよう令和元年度から3年間の捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>3. アナグマは原則として被害発生地域周辺に生息する特定個体の排除を目的として箱わな等による捕獲を行ない、令和元年度から3年間の捕獲実績を基準とした捕獲計画により継続した有害捕獲を実施する。</p> <p>4. ニホンジカについては、近年捕獲頭数も増加していることから、令和3年度捕獲実績を基準とした捕獲計画により、有害捕獲を強化する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,600	1,600	1,600
ニホンザル	70	70	70
アナグマ	110	110	110
ニホンジカ	70	70	70

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の捕獲を通年行い、農業振興地域を中心に農地に出没する個体を周辺で捕獲できるよう、国庫事業を活用して捕獲わなを導入し、安全で効率的なわなによる捕獲を主として継続実施していく。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>わなや電柵等を設置し、散弾銃を使用した捕獲活動を実施しているが、イノシシやニホンジカによる農作物への被害が多く、通年に渡り全町域で、より効率的な捕獲活動を必要とする。</p> <p>また、本町全域にツキノワグマも生息しているため、同じく追い払いを必要としている。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町全域	許可権限移譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m

※「電気柵等」とは、電気柵他、トタン、ワイヤーメッシュ、ネット等の防止柵。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	設備点検（通年） 国庫補助により整備した柵の管理委託（通年） サル追い払い活動（7月～10月）	設備点検（通年） 国庫補助により整備した柵の管理委託（通年） サル追い払い活動（7月～10月）	設備点検（通年） 国庫補助により整備した柵の管理委託（通年） サル追い払い活動（7月～10月）

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

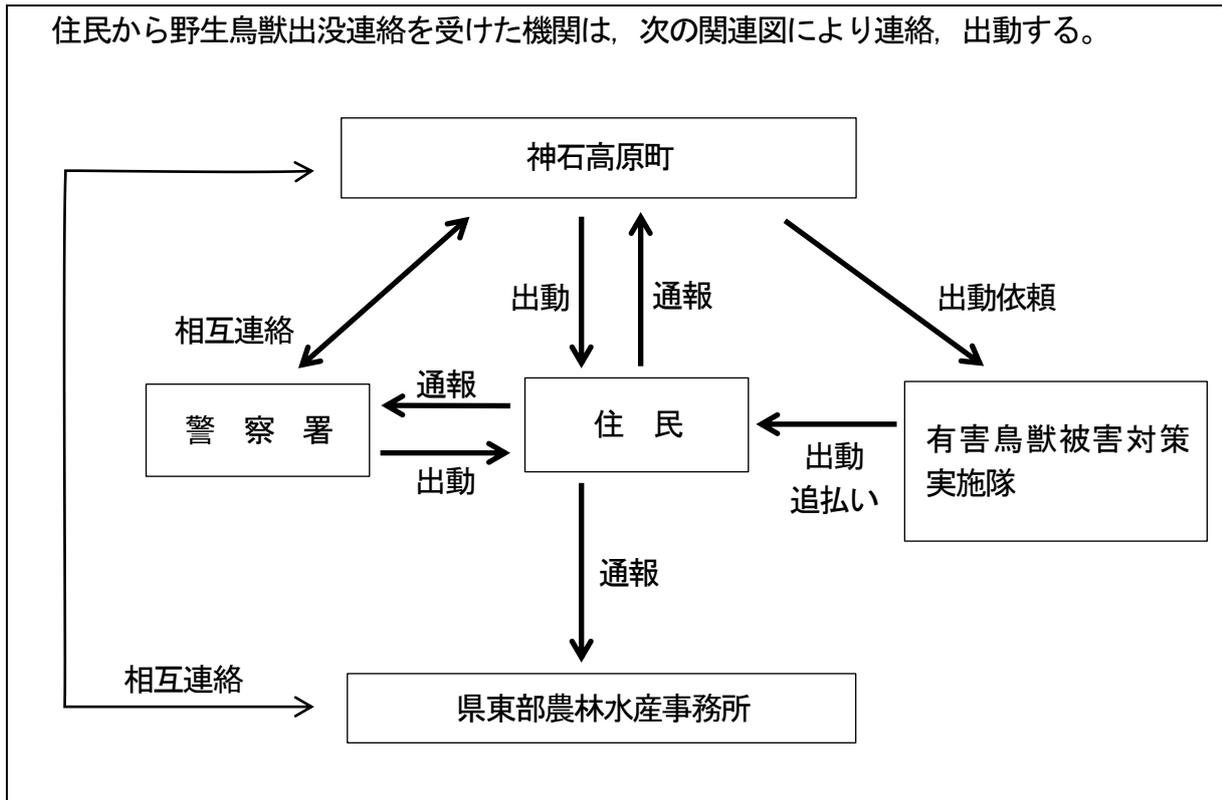
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル アナグマ ニホンジカ	鳥獣被害対策実施隊を通じて、集落ぐるみでの周辺環境整備、放任果樹の除去、追い払い活動の継続、被害集落への鳥獣害防止知識の普及啓発活動を継続する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神石高原町（産業課）	住民からの緊急通報時の際には、県・警察等関係機関への情報伝達などを行い、該当地区の鳥獣被害実施隊へ出動を指示するとともに、現場対応、その他必要な業務を行う。
神石高原町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲及び周辺警戒等を行い、住民の安全を確保する。
福山北警察署	周辺警戒及び住民の安全を確保する。その他必要な業務を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課（自然保護係）	有害鳥獣関連情報の提供並びに、その他必要な支援、助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲者により埋設処分を行うほか、一部は民間のジビエ（ペットフードや食肉）加工施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間のジビエ加工施設搬入分のうち、良質な状態で捕獲処理されたものについては、食肉として加工処理し、出荷する。
ペットフード	民間のジビエ加工施設搬入により、ペットフードとして加工処理をする。
皮革	現在流通実績はないが、利用状況あり。
その他（油脂、骨董品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし。

(2) 処理加工施設の取組

目標処理数 年間稼働日数 300 日 (4 頭×300 日=1,200 頭) 有資格者及び営業許可を受けている民間の事業者により施設運営を行う。食品衛生法の規定に基づき、食品安全性の確保をする。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域おこし協力隊の活用により、捕獲活動支援、食肉加工補助や地域との意見交換により専門知識を有する指導者の育成を進める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 構成機関の名称	神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会 役割
神石高原町長 (神石高原町 産業課)	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
神石高原町内各猟友会会長	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲実施を行う。
鳥獣被害対策実施隊 各地域捕獲班班長	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲実施を行う。
農業委員会会長	対象地域を巡回し、営農(技術)指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福山市農業協同組合 神石高原グリーンセンター長	対象地域を巡回し、営農(技術)指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
神石郡森林組合代表理事組合長	森林被害に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
広島県農業共済組合福山支所長	対象地域を巡回し、営農(技術)指導や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護についての有識者	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
前各号に掲げる者のほか、 関係団体の長(自治振興連絡協議会)	対象地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島北部森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
広島県東部農業技術指導所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課 自然保護係 農村振興課 産地推進係	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲や被害防止策の普及啓発等, 集落での被害対策について指導助言を行う。
実施隊員 151名 狩猟免許所持者 わな 139名 (令和4年度現在)
第1種・第2種 46名 (令和4年度現在)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

住民自身が主体となって集落での被害対策に取り組めるよう, 防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした対策を, 各地域協働支援センター等とともに取組を進める。